

(別紙)

平成26年6月23日付課法6-8ほか3課共同「法人税申告書別表一(一)等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改正後

改正前

(1 別表一(一))

(1 別表一(一))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 F B 0 6 0 2

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 F B 0 6 0 1

Header information form for 'After' version, including tax office name, date, and company details.

Header information form for 'Before' version, including tax office name, date, and company details.

申告書 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

申告書 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

Main calculation table for 'After' version, showing income, taxes, and deductions.

Main calculation table for 'Before' version, showing income, taxes, and deductions.

Local tax calculation table for 'After' version.

Local tax calculation table for 'Before' version.

Signature and stamp area for 'After' version.

Signature and stamp area for 'Before' version.

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十七・四・一以後終了事業年度等用)

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

改正後

(2 別表一(一)次葉)

		事業 年度等	.	.	法人名		
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53		
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
その他の場合	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%又は23.9%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-63)若しくは(65+64)又は(64-67)	65	外 00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
		この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(72-71)若しくは(72+73)又は((72-73)+(73-(43の外書)))	74	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

別表一(一)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

改正前

(2 別表一(一)次葉)

		事業 年度等	.	.	法人名		
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%相当額	53		
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
その他の場合	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-63)若しくは(65+64)又は(64-67)	65	外 00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
		この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(72-71)若しくは(72+73)又は((72-73)+(73-(43の外書)))	74	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

別表一(一)次葉 平二十六・十・一以後開始事業年度等分

(3) 別表一 (二)

(3) 別表一 (二)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 **法** FB0701

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分(平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二六・十・一以後開始事業年度等分))

納税地 (フリガナ) 電話() - 事業種目 青色申告 一連番号 整理番号 事務年度(至) 売上金額 申告年月日 通信用付印 確認印 序指 定 局指 定 指 導 等 区 分 申告区分 法人税 課税 修正 地方法人税 課税 修正

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 翌年以降送付要否 (有) (無) 適用額明確書提出の有無 (有) (無) 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	十億 百万 千 円	控除 所得税の額 (別表六「(一)」の③)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六「(二)」の「16」)	13	
法人税額の特別控除額 (別表六「(一)」の「27」+別表六「(七)」の「16」+別表六「(八)」の「10」+別表六「(九)」の「22」+別表六「(十)」の「23」+別表六「(十一)」の「24」+別表六「(十二)」の「25」+別表六「(十三)」の「26」+別表六「(十四)」の「27」+別表六「(十五)」の「28」+別表六「(十六)」の「29」+別表六「(十七)」の「30」+別表六「(十八)」の「31」+別表六「(十九)」の「32」+別表六「(二十)」の「33」+別表六「(二十一)」の「34」+別表六「(二十二)」の「35」+別表六「(二十三)」の「36」+別表六「(二十四)」の「37」+別表六「(二十五)」の「38」+別表六「(二十六)」の「39」+別表六「(二十七)」の「40」+別表六「(二十八)」の「41」+別表六「(二十九)」の「42」+別表六「(三十)」の「43」+別表六「(三十一)」の「44」+別表六「(三十二)」の「45」+別表六「(三十三)」の「46」+別表六「(三十四)」の「47」+別表六「(三十五)」の「48」+別表六「(三十六)」の「49」+別表六「(三十七)」の「50」+別表六「(三十八)」の「51」+別表六「(三十九)」の「52」+別表六「(四十)」の「53」+別表六「(四十一)」の「54」+別表六「(四十二)」の「55」+別表六「(四十三)」の「56」+別表六「(四十四)」の「57」+別表六「(四十五)」の「58」+別表六「(四十六)」の「59」+別表六「(四十七)」の「60」+別表六「(四十八)」の「61」+別表六「(四十九)」の「62」+別表六「(五十)」の「63」+別表六「(五十一)」の「64」+別表六「(五十二)」の「65」+別表六「(五十三)」の「66」+別表六「(五十四)」の「67」+別表六「(五十五)」の「68」+別表六「(五十六)」の「69」+別表六「(五十七)」の「70」+別表六「(五十八)」の「71」+別表六「(五十九)」の「72」+別表六「(六十)」の「73」+別表六「(六十一)」の「74」+別表六「(六十二)」の「75」+別表六「(六十三)」の「76」+別表六「(六十四)」の「77」+別表六「(六十五)」の「78」+別表六「(六十六)」の「79」+別表六「(六十七)」の「80」+別表六「(六十八)」の「81」+別表六「(六十九)」の「82」+別表六「(七十)」の「83」+別表六「(七十一)」の「84」+別表六「(七十二)」の「85」+別表六「(七十三)」の「86」+別表六「(七十四)」の「87」+別表六「(七十五)」の「88」+別表六「(七十六)」の「89」+別表六「(七十七)」の「90」+別表六「(七十八)」の「91」+別表六「(七十九)」の「92」+別表六「(八十)」の「93」+別表六「(八十一)」の「94」+別表六「(八十二)」の「95」+別表六「(八十三)」の「96」+別表六「(八十四)」の「97」+別表六「(八十五)」の「98」+別表六「(八十六)」の「99」+別表六「(八十七)」の「100」	3		計 (12)+(13)	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15	
リース特別控除戻取税額 (別表六「(二十六)」の「31」)	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三「(二)」の「24」+別表三「(三)」の「25」+別表三「(三)」の「26」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三「(二)」の「27」)	17	0
土地譲渡金 同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7	0 0	同 (別表三「(二)」の「28」)	18	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		同 (別表三「(三)」の「29」)	19	0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		この申告による戻付請求税額 (16)	20	
控除税額 ((8)-(9))と(14)のうち少ない金額	10		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	21	
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (20)+(21)	22	
			この申告前の所得金額又は欠損金額 (51)	23	
			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (55)	24	0 0
			欠損金又は貸借損失等の当期控除額 (別表七「(一)」の「5」)	25	
			翌年以降送付要否 (有) (無) 適用額明確書提出の有無 (有) (無) 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外番)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の課税標準法人税額 (58)	33	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六「(二)」の「16」)	29		この申告により納付すべき地方法人税額 (61)	34	0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0			
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			選ずる金融機関等		
剰余金の最後の分配又は引渡しの日			銀行 本店・支店 郵便局名等		
			金庫・組合 出張所 預金		
			農協・信協 本所・支所		
			口座番号		
			ゆうちょ銀行の貯金記号番号		
			※税務署処理欄		

法 0301-0102 税理士署名押印

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 **法** FB0701

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分(平二六・十・一以後開始事業年度等分)

納税地 (フリガナ) 電話() - 事業種目 青色申告 一連番号 整理番号 事務年度(至) 売上金額 申告年月日 通信用付印 確認印 序指 定 局指 定 指 導 等 区 分 申告区分 法人税 課税 修正 地方法人税 課税 修正

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 翌年以降送付要否 (有) (無) 適用額明確書提出の有無 (有) (無) 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	十億 百万 千 円	控除 所得税の額 (別表六「(一)」の③)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六「(二)」の「16」)	13	
法人税額の特別控除額 (別表六「(一)」の「27」+別表六「(七)」の「16」+別表六「(八)」の「10」+別表六「(九)」の「22」+別表六「(十)」の「23」+別表六「(十一)」の「24」+別表六「(十二)」の「25」+別表六「(十三)」の「26」+別表六「(十四)」の「27」+別表六「(十五)」の「28」+別表六「(十六)」の「29」+別表六「(十七)」の「30」+別表六「(十八)」の「31」+別表六「(十九)」の「32」+別表六「(二十)」の「33」+別表六「(二十一)」の「34」+別表六「(二十二)」の「35」+別表六「(二十三)」の「36」+別表六「(二十四)」の「37」+別表六「(二十五)」の「38」+別表六「(二十六)」の「39」+別表六「(二十七)」の「40」+別表六「(二十八)」の「41」+別表六「(二十九)」の「42」+別表六「(三十)」の「43」+別表六「(三十一)」の「44」+別表六「(三十二)」の「45」+別表六「(三十三)」の「46」+別表六「(三十四)」の「47」+別表六「(三十五)」の「48」+別表六「(三十六)」の「49」+別表六「(三十七)」の「50」+別表六「(三十八)」の「51」+別表六「(三十九)」の「52」+別表六「(四十)」の「53」+別表六「(四十一)」の「54」+別表六「(四十二)」の「55」+別表六「(四十三)」の「56」+別表六「(四十四)」の「57」+別表六「(四十五)」の「58」+別表六「(四十六)」の「59」+別表六「(四十七)」の「60」+別表六「(四十八)」の「61」+別表六「(四十九)」の「62」+別表六「(五十)」の「63」+別表六「(五十一)」の「64」+別表六「(五十二)」の「65」+別表六「(五十三)」の「66」+別表六「(五十四)」の「67」+別表六「(五十五)」の「68」+別表六「(五十六)」の「69」+別表六「(五十七)」の「70」+別表六「(五十八)」の「71」+別表六「(五十九)」の「72」+別表六「(六十)」の「73」+別表六「(六十一)」の「74」+別表六「(六十二)」の「75」+別表六「(六十三)」の「76」+別表六「(六十四)」の「77」+別表六「(六十五)」の「78」+別表六「(六十六)」の「79」+別表六「(六十七)」の「80」+別表六「(六十八)」の「81」+別表六「(六十九)」の「82」+別表六「(七十)」の「83」+別表六「(七十一)」の「84」+別表六「(七十二)」の「85」+別表六「(七十三)」の「86」+別表六「(七十四)」の「87」+別表六「(七十五)」の「88」+別表六「(七十六)」の「89」+別表六「(七十七)」の「90」+別表六「(七十八)」の「91」+別表六「(七十九)」の「92」+別表六「(八十)」の「93」+別表六「(八十一)」の「94」+別表六「(八十二)」の「95」+別表六「(八十三)」の「96」+別表六「(八十四)」の「97」+別表六「(八十五)」の「98」+別表六「(八十六)」の「99」+別表六「(八十七)」の「100」	3		計 (12)+(13)	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15	
リース特別控除戻取税額 (別表六「(二十六)」の「31」)	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三「(二)」の「24」+別表三「(三)」の「25」+別表三「(三)」の「26」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三「(二)」の「27」)	17	0
土地譲渡金 同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7	0 0	同 (別表三「(二)」の「28」)	18	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		同 (別表三「(三)」の「29」)	19	0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		この申告による戻付請求税額 (16)	20	
控除税額 ((8)-(9))と(14)のうち少ない金額	10		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	21	
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (20)+(21)	22	
			この申告前の所得金額又は欠損金額 (51)	23	
			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (55)	24	0 0
			欠損金又は貸借損失等の当期控除額 (別表七「(一)」の「5」)	25	
			翌年以降送付要否 (有) (無) 適用額明確書提出の有無 (有) (無) 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外番)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の課税標準法人税額 (58)	33	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六「(二)」の「16」)	29		この申告により納付すべき地方法人税額 (61)	34	0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0			
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			選ずる金融機関等		
剰余金の最後の分配又は引渡しの日			銀行 本店・支店 郵便局名等		
			金庫・組合 出張所 預金		
			農協・信協 本所・支所		
			口座番号		
			ゆうちょ銀行の貯金記号番号		
			※税務署処理欄		

法 0301-0102 税理士署名押印

改正後

(4 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の19%相当額	47		
	所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	51	地方 法人 税額 の 計 算	この 課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (31)-(59)若しくは(31)+(60)又は (60)-(32)の外書)	61
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11)-(53)若しくは(11)+(54)又は(54)-(22)	55	外	00			
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57					

別表一(二)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等分)

改正前

(4 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の19%相当額	47		
	所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	51	地方 法人 税額 の 計 算	この 課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (31)-(59)若しくは(31)+(60)又は (60)-(32)の外書)	61
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11)-(53)若しくは(11)+(54)又は(54)-(22)	55	外	00			
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57					

別表一(二)次葉 平二十六・十・一以後開始事業年度等分

(5 別表一(三))

(5 別表一(三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0802

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0801

納税地、法人名、代表者自署押印、住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、旧納税地及び旧法人名等、添付書類

納税地、法人名、代表者自署押印、住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、旧納税地及び旧法人名等、添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(計算期間 平成 年 月 日)

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

この申告書による法人税額の計算

Table with columns for tax amounts (所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, etc.) and rows for calculations (1-13).

Table with columns for tax amounts (所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, etc.) and rows for calculations (1-13).

この申告書による地方法人税額の計算

この申告書による地方法人税額の計算

Table with columns for tax amounts (課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, etc.) and rows for calculations (30-36).

Table with columns for tax amounts (課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, etc.) and rows for calculations (30-36).

法 001-0103 税理士署名押印

法 001-0103 税理士署名押印

別表一(三) 特定の医療法人の分... 平成二十七年・四一以後終了事業年度等分(平成二十六年・十一年以後開始事業年度等分)

別表一(三) 特定の医療法人の分... 平成二十六年・十一年以後開始事業年度等分

改正後

(6 別表一(三)次葉)

事業 年度等		法人名				
法人税額の計算						
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43		
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額	44		
所得金額 (40)+(41)	42	000	法人税額 (43)+(44)	45		
地方法人税額の計算						
課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47		
この申告が修正申告である場合の計算						
この 法人 申告 税前 額の 計	所得金額又は欠損金額	48	地方 法の 申告 税前 額の 計	この申告により納付すべき 課税標準法人税額	55	000
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56	
	法人税額	50		中間還付額	57	
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる 還付金額	58
この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (49-50)若しくは(49+51)又は (51-52)	52	外	00	この申告により納付すべき 地方法人税額 (56-58)若しくは(56+57+58) 又は((57-37)+(58-(37の外書)))	59	00
この 申告 前の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53				
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54				

別表一(三)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等分)

改正前

(6 別表一(三)次葉)

事業 年度等		法人名				
法人税額の計算						
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43		
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額	44		
所得金額 (40)+(41)	42	000	法人税額 (43)+(44)	45		
地方法人税額の計算						
課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47		
この申告が修正申告である場合の計算						
この 法人 申告 税前 額の 計	所得金額又は欠損金額	48	地方 法の 申告 税前 額の 計	この申告により納付すべき 課税標準法人税額	55	000
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56	
	法人税額	50		中間還付額	57	
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる 還付金額	58
この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (49-50)若しくは(49+51)又は (51-52)	52	外	00	この申告により納付すべき 地方法人税額 (56-58)若しくは(56+57+58) 又は((57-37)+(58-(37の外書)))	59	00
この 申告 前の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53				
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54				

別表一(三)次葉 平二十六・十・一以後開始事業年度等分

(7 別表一の二 (一))

(7 別表一の二 (一))

Header section of the tax form (Left) including fields for date, tax authority, and company information.

Header section of the tax form (Right) including fields for date, tax authority, and company information.

Section for tax type and filing status (Left), including checkboxes for simplified filing and electronic filing.

Section for tax type and filing status (Right), including checkboxes for simplified filing and electronic filing.

Main calculation table (Left) for corporate tax, with columns for tax amount and rows for various tax components.

Main calculation table (Right) for corporate tax, with columns for tax amount and rows for various tax components.

Table for local tax calculation (Left), including rows for local corporate tax and other local taxes.

Table for local tax calculation (Right), including rows for local corporate tax and other local taxes.

Footer section (Left) for stamping and signature, including the tax authority name and official seal.

Footer section (Right) for stamping and signature, including the tax authority name and official seal.

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く))...平成二十七年・四・一以後終了連結事業年度等分(平成二十六年・十・一以後開始連結事業年度等分)

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く))...平成二十六年・十・一以後開始連結事業年度等分

改正後

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	・	・	法人名		
法人税額の計算							
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53		
	連結所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
そ法人の他の場合	連結所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%又は23.9%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	連結所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税連結留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前額の計	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(19-(63)若しくは(19+64)又は(64-72))	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-(43)+(73-(43の外書)))	74	00	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

改正前

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	・	・	法人名		
法人税額の計算							
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%相当額	53		
	連結所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
そ法人の他の場合	連結所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の25.5%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	連結所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税連結留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前額の計	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(19-(63)若しくは(19+64)又は(64-72))	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額(42-71)若しくは(42+72+73)又は((72-(43)+(73-(43の外書)))	74	00	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

別表一の二(一)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分)

別表一の二(一)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

(9 別表一の二 (二))

(連)

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 電話() -

連結親法人名 (フリガナ) 代表者白署押印

代表者住所

連結親法人整理番号

期末現在の出資金の額

経理責任者白署押印

旧納税地及び旧法人名等

添付書類

申告書

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

①総収入金額のうち、物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二[55]の①)	12	所得税の額 (別表六の二[6]の③)
2	法人税額 (45)又は(48)	13	外国税額 (別表六の二[12])
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二[14]、[15]、[16]、[17]、[18]、[19]、[20]、[21]、[22]、[23]、[24]、[25]、[26]、[27]、[28]、[29]、[30]、[31]、[32]、[33]、[34]、[35]、[36]、[37]、[38]、[39]、[40]、[41]、[42]、[43]、[44])	14	計 (12)+(13)
4	差引法人税額 (2)-(3)	15	控除した金額 (10)
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	16	控除しきれなかった金額 (14)-(15)
6	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)[24]、別表三(三)[25]、別表三(三)[20])	17	土地譲渡税額 (別表三(二)[27])
7	同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	18	同 上 (別表三(二)[28])
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	19	同 上 (別表三(三)[23])
9	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	20	所得税額等の還付金額 (16)
10	控除税額 (8)-(9)	21	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額
11	差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	22	計 (20)+(21)
		23	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (21)
		24	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (55)
		25	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二[3]の計)又は[16])
		26	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5]の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

27	課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	32	この申告による還付金額
28	所得地方法人税額 (50)	33	この申告前の課税標準法人税額 (58)
29	外国税額の控除額 (別表六の二[45])	34	この申告により納付すべき地方法人税額 (61)
30	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		
31	差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)		

還付を受ける金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

農協・漁協 本所・支所

口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

税理士署名押印

(9 別表一の二 (二))

(連)

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 電話() -

連結親法人名 (フリガナ) 代表者白署押印

代表者住所

連結親法人整理番号

期末現在の出資金の額

経理責任者白署押印

旧納税地及び旧法人名等

添付書類

申告書

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

①総収入金額のうち、物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二[56]の①)	12	所得税の額 (別表六の二[6]の③)
2	法人税額 (45)又は(48)	13	外国税額 (別表六の二[12])
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二[14]、[15]、[16]、[17]、[18]、[19]、[20]、[21]、[22]、[23]、[24]、[25]、[26]、[27]、[28]、[29]、[30]、[31]、[32]、[33]、[34]、[35]、[36]、[37]、[38]、[39]、[40]、[41]、[42]、[43]、[44])	14	計 (12)+(13)
4	差引法人税額 (2)-(3)	15	控除した金額 (10)
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	16	控除しきれなかった金額 (14)-(15)
6	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)[24]、別表三(三)[25]、別表三(三)[20])	17	土地譲渡税額 (別表三(二)[27])
7	同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	18	同 上 (別表三(二)[28])
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	19	同 上 (別表三(三)[23])
9	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	20	所得税額等の還付金額 (16)
10	控除税額 (8)-(9)	21	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額
11	差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	22	計 (20)+(21)
		23	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (21)
		24	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (55)
		25	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二[3]の計)又は[16])
		26	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5]の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

27	課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	32	この申告による還付金額
28	所得地方法人税額 (50)	33	この申告前の課税標準法人税額 (58)
29	外国税額の控除額 (別表六の二[45])	34	この申告により納付すべき地方法人税額 (61)
30	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		
31	差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)		

還付を受ける金融機関等

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

農協・漁協 本所・支所

口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

税理士署名押印

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)……平二十七・四・一以後終了連結事業年度等(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等)

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)……平二十六・十・一以後開始連結事業年度等

改正後

(10 別表一の二 (二) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名			
法 人 税 額 の 計 算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の20%相当額	47		
	連結所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人申告額の計	この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	51	この申告前の額	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (50-(59)若しくは(50+(60)又は(60)-(32)の外書)	61
	この申告前の計	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11-(59)若しくは(11+54)又は(54-(22))	55	外	00		
	連結欠損金の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57					

別表一の二(二)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分)

改正前

(10 別表一の二 (二) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名			
法 人 税 額 の 計 算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の20%相当額	47		
	連結所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課税標準法人税額 (27)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人申告額の計	この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	51	この申告前の額	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (50-(59)若しくは(50+(60)又は(60)-(32)の外書)	61
	この申告前の計	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (11-(59)若しくは(11+54)又は(54-(22))	55	外	00		
	連結欠損金の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57					

別表一の二(二)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

(11 別表一の二(三))

(11 別表一の二(三))

連

納税地 電話() -	連納親法人 整理番号	連結申告 一連番号
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	連結申告 一連番号
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	連結申告 一連番号
	添付書類	連結申告 一連番号

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

連

納税地 電話() -	連納親法人 整理番号	連結申告 一連番号
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	連結申告 一連番号
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	連結申告 一連番号
	添付書類	連結申告 一連番号

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

この申告書による法人税額の計算

1	連納所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「15」)	14	所得税の額 (別表六の二「6」)
2	法人税額 (45)	15	外国税額 (別表六の二「12」)
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二「13」)	16	計 (14)+(15)
4	差引法人税額 (2)-(3)	17	控除した金額 (10)
5	連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	18	控除しきれなかった金額 (16)-(17)
6	課税土地譲渡利益金額 (別表三「24」)	19	土地譲渡税額 (別表三「27」)
7	同上	20	同上
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	21	同上
9	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	22	所得税額等の還付金額 (18)
10	控除税額 (8)-(9)	23	連結中間納付額 (12)-(11)
11	差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	24	連結欠損金の繰戻し による還付請求税額
12	連結中間申告分 の法人税額	25	計 (22)+(23)+(24)
13	差引の申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	26	この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (48)
	連結中間申告の場合は、(23)へ記入	27	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (8)-(9)-(10)
		28	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」又は「16」)
		29	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」合計)

この申告書による法人税額の計算

1	連納所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「15」)	14	所得税の額 (別表六の二「6」)
2	法人税額 (45)	15	外国税額 (別表六の二「12」)
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二「13」)	16	計 (14)+(15)
4	差引法人税額 (2)-(3)	17	控除した金額 (10)
5	連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	18	控除しきれなかった金額 (16)-(17)
6	課税土地譲渡利益金額 (別表三「24」)	19	土地譲渡税額 (別表三「27」)
7	同上	20	同上
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	21	同上
9	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	22	所得税額等の還付金額 (18)
10	控除税額 (8)-(9)	23	連結中間納付額 (12)-(11)
11	差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	24	連結欠損金の繰戻し による還付請求税額
12	連結中間申告分 の法人税額	25	計 (22)+(23)+(24)
13	差引の申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	26	この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (48)
	連結中間申告の場合は、(23)へ記入	27	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (8)-(9)-(10)
		28	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」又は「16」)
		29	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」合計)

この申告書による地方税法額額の計算

30	課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	37	この申告による還付金額 (35)-(34)
31	所得地方法人税額 (47)	38	この申告前の 課税標準法人税額 (55)
32	外国税額の控除額 (別表六の二「14」)	39	この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)
33	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額		
34	差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)		
35	中間申告分の地方法人税額		
36	差引確定地方法人税額 (34)-(35)		

法 0301-0103-02

この申告書による地方税法額額の計算

30	課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	37	この申告による還付金額 (35)-(34)
31	所得地方法人税額 (47)	38	この申告前の 課税標準法人税額 (55)
32	外国税額の控除額 (別表六の二「14」)	39	この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)
33	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額		
34	差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)		
35	中間申告分の地方法人税額		
36	差引確定地方法人税額 (34)-(35)		

法 0301-0103-02

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

税理士署名押印

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

税理士署名押印

改正後

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名					
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の16%相当額	43			
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の20%相当額	44			
連結所得金額 (40) + (41)	42	000	法人税額 (43) + (44)	45			
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	48	地方税法の申告額の計算	課税標準法人税額	55	000	
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56		
	法人税額	50		中間還付額	57		
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる還付金額		58
この申告前の額	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (43 - 50)若しくは(43 + 50)又は(50 - 49)	52	外	00	この申告により納付すべき地方法人税額 (30 - 50)若しくは(30 + 50 + 58)又は((50 - 57) + (58 - (37の外書)))	59	00
この申告前の額	連結欠損金の当期控除額	53					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54					

別表一の二(三)次葉 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分)

改正前

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名					
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の16%相当額	43			
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の20%相当額	44			
連結所得金額 (40) + (41)	42	000	法人税額 (43) + (44)	45			
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	48	地方税法の申告額の計算	課税標準法人税額	55	000	
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56		
	法人税額	50		中間還付額	57		
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる還付金額		58
この申告前の額	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (43 - 50)若しくは(43 + 50)又は(50 - 49)	52	外	00	この申告により納付すべき地方法人税額 (30 - 50)若しくは(30 + 50 + 58)又は((50 - 57) + (58 - (37の外書)))	59	00
この申告前の額	連結欠損金の当期控除額	53					
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54					

別表一の二(三)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

改正後

(13 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

Table with columns for business year, legal name, and calculation items. Includes sections for '当期留保金額の計算' and '課税留保金額'.

別表三(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

「15」欄には、「14」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「39」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「37」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

改正前

(13 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

Table with columns for business year, legal name, and calculation items. Includes sections for '当期留保金額の計算' and '課税留保金額'.

別表三(一) 平二十六・十・一以後終了事業年度分

御注意

「15」欄には、「14」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「41」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、「39」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

改正後

(14 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 業 年 度	法人名	別表三の二 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分			
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17 円		
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二附表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18		
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二附表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二附表「27」の合計額)	19		
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20		
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「17」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	21		
	連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「43」又は別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)+復興特別法人税申告書別表「4」)	6		法人税額の還付金等(過納税及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22		
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二附表「13」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「46」)	23		
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24		
	積立金の基準額	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二附表「34」の合計額)	25	
		同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二附表「35」の合計額)	26	
		期首連結利益積立金額 (別表五の二「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二附表「36」の合計額)	27	
		期中増減	適格合併等により増加した連結利益積立金額	12		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「17」)	28
			適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二附表「38」の合計額)	29
		計算	期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二附表「39」の合計額)	30
			積立金基準額 (10)-(14)	15		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」又は別表十の二「47」)	31
			定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二附表「41」の合計額)	32
連結留保金額に対する税額の計算				連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二「10」)	33		
課税連結留保金額				課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二附表「43」の合計額)	34		
年3,000万円相当額以下の金額 (38)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	000	円	連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	35		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (38)-(39)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(39))のいずれか少ない金額	40	000		所得基準額 (35) $\times 40\%$	36		
年1億円相当額を超える金額 (38)-(39)-(40)	41	000		連結留保控除額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額	37		
計 (38) (39)+(40)+(41)	42	000		課税連結留保金額 (8)-(37)	38		
課税連結留保金額				課税連結留保金額 (8)-(37)	38		
年3,000万円相当額以下の金額 (40)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	43	000	円	連結留保控除額 (15)、(16)又は(38)のいずれか多い金額	39		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (40)-(41)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(41))のいずれか少ない金額	44	000		課税連結留保金額 (8)-(39)	40		
年1億円相当額を超える金額 (40)-(41)-(42)	45	000		連結留保控除額 (15)、(16)又は(39)のいずれか多い金額	39		
計 (40) (41)+(42)+(43)	46	000		課税連結留保金額 (8)-(39)	40		

改正前

(14 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 業 年 度	法人名	別表三の二 平二十六・十・一以後終了連結事業年度分			
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「56の②」)	1	円	連結所得金額 (別表四の二「56の①」)	17 円		
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二附表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「45」)	18		
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二附表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二附表「27」の合計額)	19		
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「4」の合計額)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	20		
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二附表「5」の合計額)	5		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「15」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	21		
	連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「43」又は別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)+復興特別法人税申告書別表「4」)	6		法人税額の還付金等(過納税及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23」+「26」)	22		
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二附表「13」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「47」)	23		
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24		
	積立金の基準額	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二附表「34」の合計額)	25	
		同上の25%相当額	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二附表「35」の合計額)	26	
		期首連結利益積立金額 (別表五の二「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二附表「36」の合計額)	27	
		期中増減	適格合併等により増加した連結利益積立金額	12		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「21」+「22」)	28
			適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二附表「38」の合計額)	29
		計算	期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二附表「39」の合計額)	30
			積立金基準額 (10)-(14)	15		認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二附表「40」の合計額)	31
			定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16		認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二附表「41」の合計額)	32
連結留保金額に対する税額の計算				取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」又は別表十の二「47」)	33		
課税連結留保金額				肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二附表「43」の合計額)	34		
年3,000万円相当額以下の金額 (40)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	41	000	円	連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二「10」)	35		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (40)-(41)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(41))のいずれか少ない金額	42	000		課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二附表「45」の合計額)	36		
年1億円相当額を超える金額 (40)-(41)-(42)	43	000		連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	37		
計 (40) (41)+(42)+(43)	44	000		所得基準額 (37) $\times 40\%$	38		
課税連結留保金額				連結留保控除額 (15)、(16)又は(38)のいずれか多い金額	39		
年3,000万円相当額以下の金額 (40)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	45	000	円	課税連結留保金額 (8)-(39)	40		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (40)-(41)又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(41))のいずれか少ない金額	46	000		連結留保控除額 (15)、(16)又は(39)のいずれか多い金額	39		
年1億円相当額を超える金額 (40)-(41)-(42)	47	000		課税連結留保金額 (8)-(39)	40		
計 (40) (41)+(42)+(43)	48	000		連結留保控除額 (15)、(16)又は(40)のいずれか多い金額	39		

改 正 後

(15 別表三の二付表)

Table with columns for '連 結 特 定 同 族 会 社 の 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書'. It includes rows for '個 別 留 保 所 得 金 額', '連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額', and '連 結 留 保 税 額 の 計 算'.

別表三の二付表 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 前

(15 別表三の二付表)

Table with columns for '連 結 特 定 同 族 会 社 の 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書'. It includes rows for '個 別 留 保 所 得 金 額', '連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額', and '連 結 留 保 税 額 の 計 算'.

別表三の二付表 平二十六・十・一以後終了連結事業年度分

改正後

(16 別表六(二))

外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区 分
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	国外の当期利益又は当期欠損の額 17
	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3	納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	交際費等の損金不算入額 19
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	貸倒引当金の戻入額 20
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6	
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7	
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	
	国外所得の金額 (4)	9	貸倒引当金の繰入額 30
	(8) × 90%	10	
	国外所得金額 (9)と(10)のうち少ない金額	11	
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{11}{10}$ と(2)のうち少ない金額	12	
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(12)のうち少ない金額	13	
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	14	
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	15	
	当期に控除できる金額 (13)+(14)+(15)	16	
	II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	円	課税標準法人税額 (2)
法人税の控除限度額 (12)	43	外	地方法人税額 (45) × 4.4%
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)+(43の外書)	44		地方法人税控除限度額 (46) × $\frac{11}{10}$ と(46)のうち少ない金額
			外国税額の控除額 (44)と(47)のうち少ない金額

別表六(二) 平二十七・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(16 別表六(二))

外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区 分
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	国外の当期利益又は当期欠損の額 17
	所得金額又は欠損金額 (別表四「43の①」)	3	納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	交際費等の損金不算入額 19
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	貸倒引当金の戻入額 20
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6	
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7	
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	
	国外所得の金額 (4)	9	貸倒引当金の繰入額 30
	(8) × 90%	10	
	国外所得金額 (9)と(10)のうち少ない金額	11	
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{11}{10}$ と(2)のうち少ない金額	12	
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(12)のうち少ない金額	13	
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	14	
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	15	
	当期に控除できる金額 (13)+(14)+(15)	16	
	II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	円	課税標準法人税額 (2)
法人税の控除限度額 (12)	43	外	地方法人税額 (45) × 4.4%
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)+(43の外書)	44		地方法人税控除限度額 (46) × $\frac{11}{10}$ と(46)のうち少ない金額
			外国税額の控除額 (44)と(47)のうち少ない金額

別表六(二) 平二十六・十・一以後終了事業年度等分

改 正 後

(17 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当 期 の 連 結 所 得 限 度 の 額 の 計 算	円	区 分	国外所得対応分
			①
当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1		①のうち非課税所得分
			②
連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	2	各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二)の二「7」の合計)	13
連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3	各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二)の二「7」の合計)	14
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4	交際費等の損金不算入額	15
連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	16
連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		17
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		18
連結国外所得の金額 (4)	8		19
(7) × 90%	9		20
連結国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		21
連結控除限度額 (1) × $\frac{10}{7}$ と(1)のうち少ない金額	11		22
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六(二)付表「13」の合計)	12		23
		小 計	24
		各連結法人の貸倒引当金の繰入額の合計額	25
			26
			27
			28
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37
		仮 計 (13)+(25)-(38)	38
		非課税国外所得の控除額 (39の②) (マイナスの場合は0)	39
		連結国外所得の金額 (38) - (40)	40
			41

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
地方法人税額の計算	円	地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{10}{7}$ と(43)のうち少ない金額 <th>円</th>	円
			円
課税標準法人税額 (1)	42	000	44
地方法人税額 (42) × 4.4%	43		45
		外国税額の控除額 (各連結法人の別表六(二)付表「51」の合計)	

改 正 前

(17 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当 期 の 連 結 所 得 限 度 の 額 の 計 算	円	区 分	国外所得対応分
			①
当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1		①のうち非課税所得分
			②
連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)	2	各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二)の二「7」の合計)	13
連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3	各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六(二)の二「7」の合計)	14
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4	交際費等の損金不算入額	15
連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	16
連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		17
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		18
連結国外所得の金額 (4)	8		19
(7) × 90%	9		20
連結国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		21
連結控除限度額 (1) × $\frac{10}{7}$ と(1)のうち少ない金額	11		22
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六(二)付表「13」の合計)	12		23
		小 計	24
		各連結法人の貸倒引当金の繰入額の合計額	25
			26
			27
			28
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37
		仮 計 (13)+(25)-(38)	38
		非課税国外所得の控除額 (39の②) × $\frac{5}{6}$ 又は(39の②) (マイナスの場合は0)	39
		連結国外所得の金額 (38) - (40)	40
			41

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
地方法人税額の計算	円	地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{10}{7}$ と(43)のうち少ない金額 <th>円</th>	円
			円
課税標準法人税額 (1)	42	000	44
地方法人税額 (42) × 4.4%	43		45
		外国税額の控除額 (各連結法人の別表六(二)付表「51」の合計)	

別表六の二(二) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分

別表六の二(二) 平二十六・十・一以後終了連結事業年度等分

改正後

(18 別表六の二 (二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名	別表六の二(二)付表														
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書																		
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区	分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分													
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「11」)	円	当	加	15 国外の当期利益又は当期欠損の額	円	円											
					16 納付した個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)													
					17 交際費等の損金不算入額の個別帰属額													
					18 貸倒引当金の戻入額													
					19													
					20													
					21													
					22													
					23													
					24													
					25													
					26													
					27													
					28													
29 小計																		
当期に控除できる金額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「8」)	円	所	得	30 貸倒引当金の繰入額													
					31													
					32													
					33													
					34													
					35													
					36													
					37													
					38													
					39													
					40													
					41													
					42 小計													
					43 仮計 (15)+(29)-(42)													
44 非課税国外所得の控除額 (43の②)																		
45 個別国外所得の金額 (43)-(44)																		
46 当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	46	円	地	方	法	人	税	控	除	限	度	額	49	円				
47 連結控除限度個別帰属額 (9)	47	外	方	法	人	税	の	控	除	限	度	個	別	帰	属	額	50	円
48 差引個別控除対象外国法人税額 (46)-(47)+(47の外書)	48		控	除	で	き	る	金	額	(48)と(50)のうち少ない金額	51							

改正前

(18 別表六の二 (二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名	別表六の二(二)付表														
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書																		
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区	分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分													
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「11」)	円	当	加	15 国外の当期利益又は当期欠損の額	円	円											
					16 納付した個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)													
					17 交際費等の損金不算入額の個別帰属額													
					18 貸倒引当金の戻入額													
					19													
					20													
					21													
					22													
					23													
					24													
					25													
					26													
					27													
					28													
29 小計																		
当期に控除できる金額の計算	当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「8」)	円	所	得	30 貸倒引当金の繰入額													
					31													
					32													
					33													
					34													
					35													
					36													
					37													
					38													
					39													
					40													
					41													
					42 小計													
					43 仮計 (15)+(29)-(42)													
44 非課税国外所得の控除額 (43の②) $\times \frac{5}{6}$ 又は(43の②)																		
45 個別国外所得の金額 (43)-(44)																		
46 当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	46	円	地	方	法	人	税	控	除	限	度	額	49	円				
47 連結控除限度個別帰属額 (9)	47	外	方	法	人	税	の	控	除	限	度	個	別	帰	属	額	50	円
48 差引個別控除対象外国法人税額 (46)-(47)+(47の外書)	48		控	除	で	き	る	金	額	(48)と(50)のうち少ない金額	51							

改 正 後

(19 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「12」又は別表六(二)(二)付表「9」)	1	円				
	地方法人税 (別表六(二)「47」又は別表六(二)(二)付表「50」)	2					
	道府県民税 ($((1) \times 5\%$ 又は 3.2%)又は別表六(三)付表「28の④」)	3					
	市町村民税 ($((1) \times 12.3\%$ 又は 9.7%)又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4					
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	外				
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)(二)「21」)	6		控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)-(5の外)				
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
. . .	国 税	12	円		円	外	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
. . .	国 税	15		円		外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
. . .	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
. . .	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
. . .	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
. . .	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 ⑩+⑪+⑫	33					
当 期 分	国 税	34			00	外 [別表六(二)(二)「21」-(33の外)]	
	道府県民税	35					
	市町村民税	36					
	計 ⑬+⑭+⑮	37	00	(33の⑤)			

別表六(三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(19 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「12」又は別表六(二)(二)付表「9」)	1	円				
	地方法人税 (別表六(二)「47」又は別表六(二)(二)付表「50」)	2					
	道府県民税 ($((1) \times 5\%$ 又は 3.2%)又は別表六(三)付表「28の④」)	3					
	市町村民税 ($((1) \times 12.3\%$ 又は 9.7%)又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4					
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	外				
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)(二)「21」)	6		控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)-(5の外)				
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
. . .	国 税	12	円		円	外	円
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
. . .	国 税	15		円		外	円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
. . .	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
. . .	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
. . .	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
. . .	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 ⑩+⑪+⑫	33					
当 期 分	国 税	34			00	外 [別表六(二)(二)「21」-(33の外)]	
	道府県民税	35					
	市町村民税	36					
	計 ⑬+⑭+⑮	37	00	(33の⑤)			

別表六(三) 平二十六・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(20 別表十九)

(20 別表十九)

納税地 平成 年月日 事務所 青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(全) 売上金額 申告年月日 通債日付印 確定印 序指定 局指定 指導等 区分

納税地 平成 年月日 事務所 青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(全) 売上金額 申告年月日 通債日付印 確定印 序指定 局指定 指導等 区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 適用額明細書提出の有無 (有) (無) 課税事業年度分の地方法人税 申告書 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間 平成 年 月 日 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 適用額明細書提出の有無 (有) (無) 課税事業年度分の地方法人税 申告書 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間 平成 年 月 日 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算

この申告書による法人税額の計算

Table with 13 rows and 4 columns: 退職年金等積立金額, 確定給付年金資産管理運用契約分, 確定給付年金基金資産運用契約分, 確定拠出年金資産管理運用契約分, 個人型年金に係る分, 勤労者財産形成給付契約分, 勤労者財産形成基金給付契約分, 厚生年金基金契約分, 適格退職年金契約分, 課税退職年金等積立金額, 法人税額, 中間申告分の法人税額, 差引この申告により納付すべき法人税額

Table with 13 rows and 4 columns: 退職年金等積立金額, 確定給付年金資産管理運用契約分, 確定給付年金基金資産運用契約分, 確定拠出年金資産管理運用契約分, 個人型年金に係る分, 勤労者財産形成給付契約分, 勤労者財産形成基金給付契約分, 厚生年金基金契約分, 適格退職年金契約分, 課税退職年金等積立金額, 法人税額, 中間申告分の法人税額, 差引この申告により納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 rows and 4 columns: 課税標準法人税額, 地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額

Table with 4 rows and 4 columns: 課税標準法人税額, 地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額

法 0301-1900 税理士署名押印

法 0301-1900 税理士署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成二十六年十月一以後開始事業年度等分